



インフルエンザワクチンの接種について

インフルエンザは感染力が強く、気管支炎や肺炎などを併発し重症化することがあります。身体に抗体ができるまでに2週間程度かかるため、早めの接種をご検討ください。なお、今年度から新型コロナワクチン接種が始まっており、医療機関の混雑が予想されるため、余裕を持った接種計画を立てていただき、ご予約をお願いします。

※接種期間 令和3年10月1日(金)～令和4年3月31日(木)までの診療時間内

※接種対象者 **さぬき市に住民票のある下記に該当する方で、1回のみ対象です。**

・65歳以上の方・・・9月下旬にお送りする案内文をご確認いただき、同封の予診票(薄い水色)をご利用ください。

・60歳以上65歳未満の方で、心臓、じん臓または呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する方およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方(いずれも身体障害者手帳1級を保持する方)は、事前に国保・健康課までお問い合わせください。

※上記対象者以外の方および2回目以降の接種については、全額自己負担となります。

※実施医療機関 郵送の案内文の裏面を御確認ください。 ※市ホームページにも掲載しています。

※接種費用 自己負担1,200円 予防接種を受けた医療機関でお支払いください。

★次に該当する方は、自己負担金が免除されます

上記対象者のうち、①**市民税非課税世帯に属する方(※1)** または ②**生活保護法による被保護世帯に属する方**「令和3年度市民税課税状況の証明願兼委任状」に市役所税務課、寒川庁舎総合支所および各出張所で証明印の交付を受け、接種日当日に必ず医療機関の窓口へ提出してください。②に該当する方は、「生活保護受給証明書」でもかまいません。

(※1) 同一世帯と認められたすべての世帯員が当該年度において、市民税が課税されていない方である場合をいいます。

※証明書発行窓口 (いずれも無料)

◎「令和3年度市民税課税状況の証明願兼委任状」

市役所税務課(☎(087)894-1118)、寒川庁舎総合支所(☎(0879)26-9901)および各出張所

※感染症対策として、郵送申請も可能です。郵送する案内文を御確認ください。

◎「生活保護受給証明書」

寒川庁舎福祉総務課(☎(0879)26-9902)



※免除手続きにおける注意事項

・予防接種を受ける方以外の方が手続きをされる場合には、「令和3年度市民税課税状況の証明願兼委任状」の代理人の欄に窓口に来られる方の情報を記入し、対象者と代理人の方の押印をして、証明印の交付を受けてください。

※窓口に来られる方は、必ず本人確認ができる書類をお持ちください。(免許証、保険証、パスポート等)

二種混合（ジフテリア・破傷風）予防接種について

■対象者 平成21年4月2日～平成22年4月1日生まれ ⇒9月下旬頃、予診票を送付します。

■接種期間 令和3年10月1日～令和3年11月30日(できるだけこの期間中に接種をお願いします。)

■自己負担 無料 ※詳細については、予診票に同封する案内をお読みください。

※転入された方へ※

さぬき市へ転入された方で90か月(7歳6か月)未満のお子さまの保護者の方は、今までに受けられている予防接種についてご連絡をください。なお、予防接種の種類によっては通知の時期を過ぎている場合がありますので、必ずご連絡をお願いします。

※長期療養のため定期接種を受けられなかった方へ※

長期にわたり療養を必要とする疾病で予防接種を受けられなかった方が、回復後2年以内(高齢者の肺炎球菌については回復後1年以内)に接種する場合には、定期接種として認められる場合があります。

対象となる疾病の種類や対象年齢等については、お問い合わせください。

【問】国保・健康課(健康係) ☎(0879)26-9908